

前橋市特別業務地区建築条例の改正について（議案第82号）

建築指導課

1 改正の理由

特別業務地区内における事業所内保育事業を行う施設の設置を認めるため、同地区内における建築の制限を見直す。

2 主な内容

建築及び用途の変更を制限する建築物から、事業所内保育事業を行う施設（主として従業員の監護する子どもに保育を提供するものに限る。）を除く。

3 施行期日

平成28年7月1日